

令和2年（特わ）第858号 外国為替及び外国貿易法違反被告事件

令和2年（特わ）第1327号 外国為替及び外国貿易法違反、関税法違反被告事件

保釈請求書

令和2年8月26日

東京地方裁判所刑事第14部 御中

被 告 人 相 嶋 静 夫

弁 護 人 高 田 剛

弁 護 人 鄭 一 志

弁 護 人 河 村 尚

弁 護 人 瀬 川 慶

弁 護 人 小 林 貴 樹



上記被告人は、頭書2件の被告事件（以下、令和2年（特わ）第858号を「先行事件」、令和2年（特わ）第1327号を「後行事件」、両事件を合わせて「本件各被告事件」という。）につき勾留されているものであるが、下記のとおり本件各

被告事件について保釈を請求する。

第1 被告人には必要的保釈が許される

1 事案の概要

本件各被告事件は、被告人が顧問を務めていた大川原化工機株式会社（以下「被告会社」という。なお、被告人は令和2年3月31日付けで被告会社の顧問を退任しており、現在被告人と被告会社との間には何らの関係もない。）において、被告人及び相被告人（大川原正明、島田順司）の3名が、共謀の上、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）上その輸出に経済産業大臣の許可が必要とされている、下記イないしハの要件（以下「本件要件」という。）に該当する性能の噴霧乾燥器（外為法第48条第1項、輸出貿易管理令別表第一の三の二、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令第2条の2第2項第5の2）を、経済産業大臣の許可なくして輸出したこと（後行事件においては本件要件の全てには該当しない旨税関に申告した上、経済産業大臣の許可なくして輸出したこと）を公訴事実とするものである。

「イ 水分蒸発量が一時間あたり0.4キログラム以上400キログラム以下のもの

ロ 平均粒子径10マイクロメートル以下の製品を製造することが可能なもの又は噴霧乾燥器の最小の部分品の変更で平均粒子径10マイクロメートル以下の製品を製造することが可能なもの

ハ 定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」

被告人らは、被告会社が本件各被告事件において問題となる噴霧乾燥器（以下「本件噴霧乾燥器」という。）を、いずれも経済産業大臣の許可を得ることなく輸出した事実自体は争っていない。被告人らは、本件要件についての正しい法解釈を前提に、任意捜査の段階から一貫して、本件噴霧乾燥器は本件要件の全てに

は該当しないため輸出許可は不要である旨、及び本件噴霧乾燥器が本件要件の全てに該当するとの認識ないし共謀もない旨を主張して、犯罪の成立を争っているものであって、既に同趣旨の「予定主張記載書」を裁判所及び検察官に提出している（別紙１。なお、別紙２のとおり検察官請求証拠に対する弁護人の「証拠意見書」も同じく提出済みである。）。

なお、この否認の一事のみをもって、被告人の身柄拘束を継続するのは違法である。真実を弁解する者が長期間の身柄拘束により心身共に疲弊し虚偽自白をする事例は後を絶たない（これは起訴後においても身柄拘束の苦痛を逃れるために公訴事実を認めて虚偽自白することがあるので当然に当てはまる。）ところ、こうした事態が事案の真相解明と被告人の人権保障に著しい障害となるのはいうまでもない。

2 被告人に罪証を隠滅すると疑うに足る相当な理由（刑事訴訟法第８９条第４号）がないこと

(1) 本件の争点について

裁判所は、令和２年６月２３日付けの保釈請求却下に係る弁護人からの準抗告申立てに対して、「弁護人からは求釈明書において概括的な争点の主張がされるにとどまり、証拠意見も述べられておらず、今後争点及び証拠の整理が行われるという公判前整理手続の進捗状況に照らすと、共犯者や関係者への働きかけなどによる罪証隠滅のおそれがあり、刑訴法８９条４項に該当する事由が認められる。」として、争点及び証拠の未整理を主な理由として準抗告の棄却決定を行っていた（別紙３）。しかし、当該決定後、弁護人は、令和２年８月１４日付けで「予定主張記載書面」（別紙１）及び「証拠意見書」（別紙２）を裁判所及び検察官に提出しており、これにより本件における争点及び証拠はすでに明らかとなっている。本件における争点に関して、以下詳述する。

被告人らは、上記のとおり、被告会社が本件噴霧乾燥器を外為法第４８条第１項の定める許可を得ることなく輸出した事実自体は争っておらず、本件噴霧乾燥

器が本件要件ハ（「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」）に該当せず、かつ該当する旨の認識もなかった（当然共謀もない）として、犯罪の成立を争うものである。

被告人らは、ここにいう「滅菌又は殺菌」とは噴霧乾燥器内部の微生物を完全に除去し又は伝染能力を失わせる程度の高度の能力を指すものと解し、本件噴霧乾燥器は客観的にかかる性能を有さず同要件に該当しないため、外為法第48条第1項の定める許可を要さないこと、また、本件噴霧乾燥器の輸出当時からそのような解釈を前提に同要件に該当しないと認識していたことを公判で主張する予定である。具体的な「滅菌又は殺菌」の法解釈については「予定主張記載書面」

（別紙1）記載のとおりであり、本件要件該当性及び被告人らの故意（認識）はかかる法解釈がベースとなるから、これが公判における最も大きな争点の1つになるものと思われる。

また、被告人らは、公判において、検察官が主張する「滅菌又は殺菌」の法解釈を前提としても、「予定主張記載書面」（別紙1）記載のとおり、本件噴霧乾燥器の客観的性能及び仕様からすると、本件要件ハを満たすものではないと主張する予定である。したがって、本件噴霧乾燥器の客観的性能も重要な争点となる。

このように、本件の最も重要な争点は本件要件ハの法解釈そのもの、及び本件噴霧乾燥器の客観的性能であり、その意味で特異な類型の刑事事件といえる。

(2) 本件で罪証隠滅の対象となり得る事実及び証拠

上述のとおり、本件の最大の争点は法解釈であるが、これは事実認定上の争点ではない。本件で想定しうる事実認定上の争点は、①本件噴霧乾燥器が客観的に本件要件ハに該当する性能を有しているか否か、②故意及び共謀の有無になると思料される。

よって、本件の争点との関係で罪証隠滅の対象となりえる具体的事実としては、（ア）本件噴霧乾燥器の客観的性能（イ）同性能に関する認識（ウ）共謀が想定される。

この点、本件では、既に１年以上にもわたる長期の任意捜査が先行して行われており、その間複数回の搜索差押処分が実施され、被告人の居宅や被告会社オフィスからは大量の書証や証拠物が押収されており、もはや本件に関する書証・証拠物で押収すべきものは存在しないものと思料される。そして、これら押収済みの証拠については、被告人による隠滅の可能性は皆無である。

したがって、本件で罪証隠滅の対象として想定されるのは、人証としての相被告人及び被告会社従業員ということになる。

このことは、被告人が令和２年６月１９日付けで申し立てた保釈請求に対する検察官の意見書に（別紙４。以下「前回検察官意見書」という。）においても、罪証隠滅のおそれについては「共犯者や被告会社従業員ら関係者と口裏合わせ」「共犯者らあるいは従業員らと口裏合わせ」と記載されていることから明らかである。

以下、これらの者に対する罪証隠滅行為があり得ないことを述べる。

(3) 罪証隠滅の客観的可能性及び実効性がないこと

ア 本件噴霧乾燥器の客観的性能との関係

まず、本件噴霧乾燥器の客観的性能との関係について検討すると、本件では、参考人として、本件噴霧乾燥器の設計に携わった被告会社のエンジニアリング部に所属する多数の従業員が任意に出頭して供述しているが、そもそも本件噴霧乾燥器の性能は本件噴霧乾燥器を用いた実験等で客観的に明らかとなるものである。

現に捜査機関は機械の性能について実験等による証拠収集を行っており、検察官もかかる証拠による立証を予定している（別紙５－１、別紙５－２）。

よって、この点について被告人が従業員に対して働きかけることは実効性がなく、罪証隠滅の可能性はない。

イ 本件噴霧乾燥器の性能に関する認識との関係

また、本件噴霧乾燥器の性能に関する認識との関係でも、相被告人及び参考人らに対する働きかけをする客観的可能性及び実効性はない。

本件噴霧乾燥器の用途は、先行事件についてはリチウムイオン電池の材料の製造、後行事件についてはアクリル樹脂の材料の製造であり、病原性微生物の製造を目的とするものではなく、本件噴霧乾燥器を輸出した当時、被告会社が本件噴霧乾燥器について病原性微生物の除去に関する実験を社内で行ったことがない以上、かかる微生物除去の認識に関する従業員の供述は、そもそも当該従業員の想像の域を出ない（そもそも噴霧乾燥器の乾燥機能は、滅菌又は殺菌を想定したものではなく、単なる噴霧乾燥器の製造業者の被告会社従業員が各種病原性微生物の乾熱死滅温度を把握しているはずがない。）。なお、本件噴霧乾燥器内部を熱風で乾燥させる機能があることの認識については、当該機能はあらゆる噴霧乾燥器が原理的に有する機能であり争っていないことから、事実認定上の争点とはならない。したがって、本件噴霧乾燥器の性能に関する認識についての従業員の供述の重要性は低い。

さらに、本件は既に公訴が提起されている以上、検察官は起訴当時の手持ち証拠によって本件の公訴事実が立証可能であると見込んでいたはずであるところ、被告会社の従業員は、従前から本件噴霧乾燥器に本件要件ハに規定されるような性能（内部の全ての微生物を除去し又は伝染能力を破壊できる性能）はないし、当然その認識もない旨を供述している。したがって、検察官は、本件噴霧乾燥器の性能に対する認識について、従業員の供述に頼ることなく立証可能であると考えていたはずである。そうであるならば、事後にそれと反する供述を従業員がしたところで、その立証可能性は揺らがないはずである。

以上より、本件噴霧乾燥器の性能に対する認識の人証としての参考人らに対して、被告人が働きかける客観的可能性及び実効性もまたないといえる。

ウ 相被告人との共謀との関係

検察官が主張する「被告人大川原が、被告会社の噴霧乾燥器は貨物等省令3要

件には該当しないと言いつのって、輸出をし続けることとし、…被告人3名において、同方針によることを合意した」（別紙6）との謀議行為の事実との関係でも、以下のとおり、被告人が相被告人や被告会社関係者らに対して自己に有利な供述をするよう働きかける客観的可能性及び実効性がない。

被告人らは一貫して、本件噴霧乾燥器の輸出に許可は必要ないと主張しており、本件の主たる争点は、本件噴霧乾燥器の輸出に許可が必要であったのか否か、すなわち本件噴霧乾燥器が「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることが可能」なのかどうか、及び被告人が「可能」であることを示す具体的事実を認識していたかどうかである。本件噴霧乾燥器の具体的性能から離れて、被告会社の噴霧乾燥器が一律に本件要件に該当しないこととしたか否かは、被告人らの主張との関係で主たる争点となるものではない。

また、そもそも被告人らは、被告会社の噴霧乾燥器のうち、本件噴霧乾燥器を含む、特別設計でない標準の噴霧乾燥器（定型機）に輸出許可が不要であるという認識の一致それ自体を争ってはいない。この点で、検察官の主張する謀議行為の事実は重要性の低い事実といえる。

さらに、実際上も、被告人らはこれまでの長期間にわたる任意捜査の過程で口裏合わせを行う機会が十分あったにもかかわらず一切していないし、被告人は取調べ中に検察官からもそのような指摘を受けたことは一度もない。

このように、検察官の主張する謀議行為については、罪証隠滅を図るほど重要な事実ではない上に、罪証隠滅を図った形跡すらないのであって、その立証妨害のために罪証隠滅行為に及ぶ可能性はおよそ現実的なものとは言えない。

エ 規制導入までの被告会社と経済産業省との折衝経緯等との関係

- (ア) 検察官は前回検察官意見書（別紙4）において、罪証隠滅の対象となる事実として、規制導入までの被告会社と経済産業省との折衝経緯等、すなわち「被告会社は…自社の噴霧乾燥器が規制の対象とならないように、規定文言や要件の緩和に関する要望を行うなどしていた事実」や「これらの経緯への被告人の関

与、被告会社内での協議状況等」（以下、この項において「本事実」という。）を挙げ、そのために相被告人や会社関係者と口裏合わせをするおそれがあるとする。

しかし、かかる事実との関係でも罪証隠滅の客観的可能性等が無いことについて、以下論じる。

- (イ) まず、検察官が本事実の立証に必要な証拠として証拠調べ請求している被告会社関係者の供述証拠は甲31号証から甲36号証、甲54号証、甲56号証、甲57号証、甲61号証、甲62号証であるから、これらの供述者について検討する。

甲31号証は、大川原正明が供述者[REDACTED]に対してパブリックコメント募集に際してコメントをするよう依頼した事実を内容とするが、当該依頼の内容及びコメント結果については電子メール等の客観証拠として残っており、隠滅不可である。そうすると、供述者が直接体験した事実のうち、本事実と関連し、かつ客観証拠が存在しない部分は、大川原が「平気、平気。全然気にしてないから。」なる発言をしたとの事実のみであるが、かかる発言は、規制に該当しないという被告人らの主張からも整合する発言であり、推認力のない事実であるから、本事実との関係で罪証隠滅を図るだけの理由がない。

甲32号証の内容のうち、本事実との関係で意味を持つ、供述者[REDACTED]が直接体験した事実は、「（本件要件ハに該当するのではとの質問に）被告人が『経産省や役人の言うことなんか聞かなくていいんだよ』、『経産省の役人はよくわかってないんだよ』『普通に設計していれば大丈夫だよ』などと答えたこと」である。しかし、かかる発言は、被告会社製品が全て該当するとの内容ではないし、むしろ該当しないとの認識を基礎づけるものとして被告人らの主張とも整合するのであって、本事実との関係で罪証隠滅を図るべき理由がない。

甲33、62号証の内容のうち、本事実との関係で意味を持ちうるのは、被告人が「うちの噴霧乾燥器は滅菌殺菌できないから、無理だから、非該当でいいんだ」という発言をしたとの事実、及び供述者が被告人と内部の温度が上が

らないところがあるから該当しない旨の会話をした事実である。しかしながら、現に被告人らは滅菌殺菌できない、温度が上がらない箇所があると主張しているのであって何ら矛盾するものではなく、いずれの主張からも整合的な事実であって推認力を持たない。したがって、本事実との関係で罪証隠滅を図る理由がない。

甲34、35号証は、島田順司が会議で「民生用であれば輸出できるのでSDは問題ない」と発言し、大川原が異を唱えなかったために「非該当ありき」の方針が決まったとの事実を内容とする。もっとも、島田の発言や大川原が異を唱えなかったことは客観証拠である会議録に残っているのであって、隠滅不可能である。したがって、本事実との関係で[]に働きかけることには、罪証隠滅の実効性がない。

甲36号証の供述者は、本事実当時すでに被告会社を退社しており、その供述には本事実との関係において関連性がないから、そもそも罪証ではない。

甲54号証は、大川原正明が[]にパブリックコメントを頼んだと発言したこと、及び当該コメントが被告会社の噴霧乾燥器を輸出規制範囲の対象から除く内容だろうという供述者[]の当時の推測を内容とするものであるが、当該コメントを依頼したこと及びその内容については争われていない上、メール等の客観証拠が残っていることから隠滅不可能である。また、被告会社の噴霧乾燥器を輸出規制範囲の対象から除く内容か否かは、当該コメントを見れば明らかになるものであり、供述者の推測には証拠としての重要性がない。したがって、本事実との関係で[]に働きかけることには、罪証隠滅の実効性がない。

甲56号証は、社内教養を担当した被告会社従業員が本件要件ハについて「この項目は微妙で、該当しそうな装置もある」と発言していたこと、及びこれを聞いた供述者[]が「細菌の数を減らすことができる場合もあるから、殺菌をすることができるという要件に該当する可能性があり、その意味で微妙だ」と思ったことを内容とする。もっとも、被告人らとしても被告会社の噴霧乾燥

器のうち、医薬品等の製造用に特別設計された機器であれば本件要件ハに該当しうるとは争っていないし、仮に何らかの細菌の数を減らすことをもって殺菌に該当するという解釈をするのであればあらゆる噴霧乾燥器が本件要件ハに該当することも争っていない。したがって、これらは被告人らの主張とも整合する事実であり、推認力がないから、本事実との関係で罪証隠滅を図る理由がない。

甲57号証は、島田が供述者[黒塗り]に対して「あんたの説明次第では、今後、全部該当になっちゃうかもしれないからね」と発言したこと、及び被告会社の噴霧乾燥器は分解洗浄が必要なので本件要件ハに該当しない旨の発言をしたこと、並びに供述者[黒塗り]がシステックに対して結果的に菌が死ぬことがある旨回答したことを内容とする。もっとも、被告会社の噴霧乾燥器は分解洗浄が必要なので該当しないというのは、本件噴霧乾燥器が本件要件ハのうち「定置した状態」を満たさないという被告人らの主張と整合する内容である（別紙1）。また、被告会社の噴霧乾燥器の特徴を十分に説明しなければ誤って本件要件ハに該当すると判断されかねないとも考えるのも当然のことであるし、仮に何らかの菌が少しでも死ねば殺菌に該当するという解釈を採用するのであればあらゆる噴霧乾燥器が本件要件ハを満たすことを被告人らは争っていない。したがって、これらは被告人らの主張とも整合する事実であり、推認力がないから、本事実との関係で罪証隠滅を図る理由がない。

甲61号証は、島田順司が、被告会社の定型機の噴霧乾燥器が全て非該当である旨、及び分解しないと滅菌殺菌できないから非該当である旨の発言をしたこと、並びに自動洗浄機能付き装置の該当性については疑問を持っていたことを内容とする。もっとも、自動洗浄機能付きを含む特別設計のものは格別、定型機は全て該当しないというのが被告人らの主張であるから、かかる供述は被告人らの主張そのものである。したがって、本事実との関係で罪証隠滅を図る理由がない。

（ウ） 被告会社と経済産業省との折衝経緯についてはメールや会議録等が残ってお

り、これについて口裏合わせによる罪証隠滅の実効性がないことは相被告人らに対しても同様である。また、そもそも被告人ら自身も経産省との折衝があったこと自体について争ってはいない。したがって、本事実との関係で相被告人らと口裏合わせをする現実的可能性もない。

そして、証明予定事実記載書には間接事実たる本事実が具体的に記載されている。現時点で請求されている証拠は、検察官が本事実を立証するのに必要十分なものとして請求されているはずである。

そうすると、本事実との関係で検察官の立証上意味を持ちうる事実、全てメールや会議録等の客観証拠又は経産省の職員の供述をもって立証される事実であり、被告会社関係者の供述によって立証しなければならない事実はないのであるから、相被告人や会社関係者に対して罪証隠滅行為に及ぶ客観的可能性は無いというべきである。

(4) 罪証隠滅の主観的可能性について

被告人らの主張する法解釈は罪証隠滅と無関係であるし、本件噴霧乾燥器の客観的性能自体の証拠についてはおよそ実効的な罪証隠滅が不可能である。

そして、被告人らの認識については、被告人の認識を推認させる証拠物となるべきものは既に全て押収されているはずだから罪証隠滅の可能性自体がなく、人証については前述のとおり重要性は低く罪証隠滅を図る行為は実効性に欠けるのであるから、被告人が保釈取消等による身柄拘束の危険を冒してまで罪証隠滅行為に及ぶとは考え難い。

そもそも本件では、本件各被告事件の両方について被告会社に対する警察の任意捜査が先行していたところ、かかる任意捜査は平成30年10月から始まり、警察による被告会社に対する複数回にわたる搜索差押及び被告会社からの任意提出により、膨大な証拠物が押収されたほか、被告会社の従業員ら参考人及び被告人らの多数回にわたる取調べにより、極めて多数の供述調書が作成された。令和2年3月11日に被告人らが逮捕されて以降も、被告会社の従業員らは、新型コ

コロナウイルスの流行下においても、速やかに検察官の取調べに応じる旨を被告会社の連絡担当従業員を通じて同年4月3日に電話で検察官に伝えるとともに、同月6日付で同趣旨の書面を検察官に発送するなど（別紙7）、新型コロナウイルス感染症による人命や健康への危険を押して警察及び検察官の呼び出しに応じ、取調べを受け、多数の検察官面前調書が作成されていた。

このように、本件では任意捜査段階のみならず先行事件での逮捕後後行事件で起訴されるまでの間にも、被告人をはじめ共犯者とされている者及び被告会社従業員らは多数回の取調べを受け、供述調書も数多く作成されているのであるから、今さら被告人において働きかけを行う動機などない。さらにいえば、相被告人も参考人らも、任意捜査の段階から一貫して被告人の認識とほぼ一致する供述をしているのであって、被告人がこれらの者に働きかけて供述を変遷させる必要性・メリットが皆無であるから、罪証隠滅の主観的可能性は全くない。

なお、罪証隠滅については、検察官から、前回検察官意見書（別紙4）と同様、「被告会社が組織ぐるみで口裏合わせを行い、個々の従業員の供述をコントロールしている可能性が極めて高」いなどの意見が予想されるが、被告会社又は弁護人が被告会社従業員に対して働きかけを行ったことはなく、被告会社従業員が取調べで供述を変遷させたことも一度もないのであり、検察官の意見を裏付ける事情は一切存在しない。このように、検察官の意見は極めて極端かつ恣意的な評価によるもので失当であるから、被告人に罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由など全くないことは明らかである。

(5) 保釈条件

以上のとおり、本件において罪証隠滅の主観的可能性は全くないものであるが、被告人は、罪証隠滅をしないことをより確実にするため、以下の対処を行う予定である。

- ① [REDACTED] 所在の自宅に居住し、裁判所の許可なく

外泊、旅行及び転居をしない。

- ② 被告会社の顧問に再就任せず（既述のとおり、被告会社と被告人との間の顧問契約は令和 2 年 3 月 3 1 日に期間満了により終了している）、その他被告会社に一切関与しない。
- ③ 共犯者とされている大川原正明及び島田順司並びに被告会社の役員及び従業員その他事件関係者とは一切会わず、弁護人を介することなく架電、メール及び手紙その他いかなる方法でも接触しない。
- ④ 通話、メール及びインターネットの使用履歴を、必要に応じ、弁護人を通して裁判所に報告する。
- ⑤ 上記①～④を確実に実施するため、同居の妻である相嶋■■■■が身元引受人として監視監督する。

以上のような対処を講じた上で保釈保証金額を相応に設定すれば、被告人が被告会社の従業員らと通謀するなどして虚偽の供述をするよう働きかける等の罪証隠滅行為に及ぶことはおよそあり得ない。

なお、被告人は上記対処のみに限定するものではなく、必要に応じて柔軟に新たな対処を講じる用意がある。

3 結論

以上のとおりであるから、被告人に「罪証隠滅をすると疑うに足りる相当な理由」は認められず、本件は刑訴法 8 9 条 4 号に該当しないから、必要的保釈が認められる。

第 2 仮に必要的保釈に該当せずとも、職権による保釈が相当である

- 1 万が一、刑事訴訟法第 8 9 条第 4 号に該当するとしても、職権による保釈（同法第 9 0 条）が相当である。

2 すなわち、被告人は71歳と高齢である上、平成17年頃から高血圧を、平成20年頃から糖尿病及び不整脈を患っており、月1回の頻度で通院を続けていたほか、降圧剤及び糖尿病用の内服薬等の薬の服用を続けていた。また、被告人は、約15年前に右大腿部の脂肪肉腫（癌の一種）を発症し、右大腿部の脂肪組織を筋肉ごと切除しており、現在も右大腿部の痛み、筋力低下及び右膝の可動域の制限が残っているとともに足腰が弱っており、歩行にも支障を来している。被告人は、令和2年3月11日に逮捕されて以降、すでに3ヵ月以上身柄を拘束されているところ、上記のような被告人の健康状態からすれば、今後も勾留し続けることで症状が悪化する危険がある。なお、検察官から「勾留場所において薬が提供されている」「現時点で被告人の容態が重篤化してはいない」との反論があるだろうが、それは被告人の身柄を拘束した以上はその健康につき十二分に配慮すべき当然の結果であるし、それでもなお被告人の健康状態が悪化するおそれは解消されていないのであるから、もはや拘置所等が過度の配慮を続けるより勾留せずに今までどおりの通院をさせることこそが刑事司法の謙抑性の要請のほうである。

また、被告人は、これから公判に臨むことになるが、いつ上記症状が悪化するかわからない状況で公判の準備や出廷等を行うことになれば、十分な防御ができないおそれがある。検察官の請求証拠を詳細かつ正確に検討した上で、被告人が自らの主張を十分に行うためには、心身ともに健康な状態で準備を遂げて期日を迎える必要がある。

さらに、現在新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが立っておらず、そのような状況下で不特定多数者との接触が不可避免的に生じる勾留生活を強いることは、71歳と高齢である被告人を強度の感染リスクにさらすことを意味する。すなわち、同感染症に対する有効な対策は未だ確立されておらず、感染予防は各人の衛生管理と体調管理に委ねざるを得ないところ、約3か月にも渡る勾留生活による身体的及び精神的な負担の中で、これ以上の負担を負わせ、かつ不特定多数者と接触せざるを得ない状況を強制するというのは、二重に感染リスクを高める

ものである。特に、新型コロナウイルス感染症は高齢者において重症化するリスクが高いのであるから、感染リスクを上げることは被告人の生命への高度の危険を生じさせることに外ならない。感染・発症してから治療措置をとるというのでは遅きに失するのである。なお、同ウイルスは感染後症状が出るまでの潜伏期間にばらつきがあり、かつ無症状の保菌者も存在しうるのであるから、感染者を事前に見つけ出し隔離措置をとることは事実上不可能であり、刑事施設管理者の対応によって感染を防ぐことも期待できない。それどころか、刑事施設の職員自身が保菌者・感染者となって、被留置者に感染させる危険すらあるのである（この危険は、過去に警視庁赤坂警察署の警察官、警視庁武蔵野警察署の警察官及び大阪拘置所の刑務官が感染していたように、現実のものとなっている）。現在、新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言は解除されたものの、感染者数は再度増加傾向にあり、しかも東京都での感染が最も多く確認されているのであるから、このような状況下においては、新型コロナウイルスに感染する危険性、それによる死亡の危険性は依然として重大な問題として認識されねばならない。

以上のような被告人の健康上の不利益に照らしても、被告人を早期に釈放する必要がある。

なお、検察官は、被告人を保釈した場合も新型コロナウイルス感染の危険は同様であると主張するであろうが、弁護人が提案する上記の保釈条件を遵守することはひっきょう新型コロナウイルス感染の危険も十分に避け得るものである上、万が一にも被告人が社会内で感染した場合は専ら被告人の自己責任となり、施設管理者らの責任は生じないのだから（もとより被告人は、新型コロナウイルスに敢えて感染して本件の審理を妨害しようなどという意図はない）、被告人を保釈することで、捜査機関や施設管理者の無用の負担を避ける利益もあるはずである。

- 3 加えて、本件は、公訴事実とされている輸出行為はそもそも許可が必要なものであったのか否かが争点の1つであり、本件噴霧乾燥器の性能やこれに対する認識等、薬学的あるいは技術的に専門性の高い事項が問題となるものであるから、これらの点について、外部のエンジニアらの説明を踏まえつつ客観的なデータを見

ながら弁護人と密に相談することが被告人の防御上極めて重要である（これが罪証隠滅に当たらないのはいうまでもない）。しかし、接見室での接見のみでは、大量の資料の臨機応変な授受は困難であるし、弁護人との相談も事実上短時間にとどまらざるを得ない上、被告人がエンジニアらの弁護人以外の者から話を聞くには接見の時間的制限があるから、データを踏まえて被告人と弁護人らとの間で十分な認識の共有を図ることは事実上不可能である（まして、現状では接見禁止処分まで受けているため、こうした防御活動は完全に不可能である。）。

したがって、身体拘束を継続することによる被告人の防御上の不利益は余りにも大きく（そしてこれこそが検察官の狙いのはずであろうが）、保釈を認めるべきである。

- 4 また、被告人の妻である相嶋■■■■は、自宅に一人で居住している。同人は本請求現在満71歳と高齢である上に高血圧症及び糖尿病を患い、毎月通院して内服薬の投薬を受けており、いつ何時体調が崩れるか知れない状態である。被告人と相嶋■■■■との間には子が2名（長男及び二男）いるが、2名とも神奈川県■■■■に居住しており、被告人及び相嶋■■■■の自宅（静岡県■■■■）から距離があるし、それぞれ就業しかつ妻子を持っているため、相嶋■■■■と一時的に同居することは不可能であり、同人の身に何かあっても迅速な対応を取ることには困難である。さらに、被告人及び相嶋■■■■は、約2年前に現在の自宅に転居してきたばかりであるため、相嶋■■■■の様子を見守ってくれるような親しい隣人もいない。相嶋■■■■は、夫である被告人が長期間にわたり身体を拘束されていることにより不安とストレスを強く感じており、同人の体調への危険性は日々高まっているものであって、この点からも被告人を早期に身体拘束から解放することは必須である。

第3 結語

以上より、被告人の保釈を直ちに許可されたい。

添付書類

- | | |
|-----------------|-----|
| 1. 誓約書 | 1 通 |
| 2. 身元引受書（被告人の妻） | 1 通 |
| 3. 身分証明書（被告人の妻） | 1 通 |

以上

別紙 1

令和 2 年（特わ）第 8 5 8 号 外国為替及び外国貿易法違反事件
令和 2 年（特わ）第 1 3 2 7 号 外国為替及び外国貿易法違反等事件
被告人 大川原化工機株式会社、大川原正明、相嶋 静 夫、島田 順 司

予 定 主 張 記 載 書 面 （ 1 ）

令和 2 年 8 月 1 4 日

東京地方裁判所刑事 1 3 部 御中

弁 護 人 高 田

剛



弁 護 人 鄭

志



弁 護 人 河 村

尚



弁 護 人 瀬 川

慶



弁 護 人 小 林 貴

樹



弁 護 人 趙 誠 峰



弁護人の証明予定事実その他の公判期日においてすることを予定している事実上及び法律上の主張は以下のとおりである。

第 1 公 訴 事 実 に 対 す る 主 張

本件噴霧乾燥器は、貨物等省令2条の2第2項5の2ハを満たさず、その輸出に経済産業大臣の許可が必要なものではなかった。

本件噴霧乾燥器が、客観的に、その輸出に許可が必要な性能を有していたかとは別に、被告人らは、本件噴霧乾燥器が、その輸出に経済産業大臣の許可が必要なものであるとの認識はなく、無許可輸出の共謀もしていない。

したがって、被告人らは無罪である。

第2 被告人らの主張

1 大川原化工機株式会社

被告会社は、昭和55年に被告人大川原の父が噴霧乾燥器の製造・販売等と主事業として設立され、設立以来、噴霧乾燥器の製造・販売分野における日本国内のリーディングカンパニーとして当該業界を牽引してきた株式会社である。

噴霧乾燥器とは、液体状のものを霧状に噴射し、それを熱することによって粉状にする機械である。例えば食品、金属加工などにこれらの技術は応用され、粉ミルク、インスタント食品・飲料の粉末、調味料その他の食品、顔料、化粧品、粉末洗剤及び乾電池の材料など、幅広い食品ないし日用品の生産に利用されている。

被告人大川原は、昭和55年9月に被告会社に入社し、昭和62年に代表取締役就任して以降、業界を牽引する同社の先頭に立ってきたものである。また、被告人相嶋は昭和60年に被告会社へ入社し、平成19年から平成26年まで取締役を務め、被告人島田は昭和61年へ入社し、平成14年から令和2年まで取締役を務め、ともに被告会社の中核を担ってきたものである。

被告会社は日本国内■■■■株式会社、■■■■株式会社といった会社

に噴霧乾燥器を販売し、平成８年頃からは中国などに海外進出し、上海に合併会社を作るなどしていた。

２ 経済産業省との折衝

- (1) そのような中、平成２２年頃から、オーストラリア・グループ（以下「AG」という。）において噴霧乾燥器を輸出規制の対象に追加するとの議論が開始され、平成２４年には実際にAGの規制対象に追加された。これを受け、AG参加国である本邦においても、同規制を国内法に反映することとなった。

AGにおける議論や、AGの規制を国内法へ反映するための検討に関しては、経済産業省及びシステックの職員が担当していた。

- (2) そして、経済産業省やシステックがAGの会議に参加して噴霧乾燥器の規制に関して議論する際、それまでの被告会社の業界内での地位にかんがみ、経済産業省やシステックは噴霧乾燥器の性能等に関して被告会社や被告人大川原らに相談し、意見を求めた。

これに対しては、被告人大川原、被告人相嶋及び被告人島田（以下「被告人大川原ら」という。）が中心となって、被告会社における経験及び知見を基に回答を行った。

もっとも、被告人大川原らは一方的に見解を述べたのではなく、経済産業省やシステックの職員と協議するとともに、意見の交換をしながらAGの会議への準備を行った。例えば、システックの職員である[REDACTED]が、規制対象を蒸気滅菌ができる噴霧乾燥器に限定するよう提案する等、経済産業省やシステック側からも意見が述べられ、AGの会議における対応に反映されていた。

- (3) その後、AGにおいて規制が定められ、国内法へ反映するに当たっても、引き続き経済産業省やシステックから大川原らへ意見が求められた。

その際、AGの規制では、例えば「disinfect」という文言について「殺菌効果のある化学物質の使用を通じて当該装置中の潜在的な微生物の感染性を破壊すること」というように明確な定義がされていたのに対し、経産省が作成した国内法の素案では、「殺菌」という文言について、特段の定義をしないまま使用していたため、被告人相嶋はこのような文言が不明確であることを指摘したりした。

また、被告人島田は、経産省の担当者から、摂氏100度程度にすれば死ぬ菌がいるかどうか質問され、「中にはそういう菌もいるのではないか」という旨を回答したこともあった。

- (4) また、パブリックコメントにおいても、被告会社として、規制の趣旨や内容を明確にするために、「毒素や病原性を持つ微生物を乾燥できるという特徴を持つ噴霧乾燥器という文言を加えるべきである」等の意見を述べた。

この点は、既に定められていた輸出貿易管理令別表1の3の2の項(2)「細菌製剤の開発、製造…に用いられる装置」として同趣旨の規定が置かれていたことから、被告会社が提案した当該文言を加えても規制範囲が変わらないため、結果として同文言は反映されなかったが、このように被告人らは法整備に協力してきた。

3 本件噴霧乾燥機の輸出についての被告人らの認識

- (1) 被告人らは、輸出について経済産業省の許可が必要となる噴霧乾燥機について、軍用細菌製剤の製造に転用可能な噴霧乾燥器の輸出を規制するという趣旨から、粉体を内部に封じ込める機構や薬液による定置洗浄機能等、使用者の安全を確実に確保するための設備が付加されたものであろうと考えていた。

少なくとも、被告会社でそれまで製造・販売していた噴霧乾燥器については、特別に設計をしてそれらの設備を付したものは格別、本件

噴霧乾燥器を含む、そうではない標準の噴霧乾燥器（定型機）については該当しないものと認識していた。

(2) また、本件噴霧乾燥器の機能の1つである乾熱運転については、被告人らにはおよそ規制対象の「滅菌」「殺菌」方法にあたるとの発想が無かった。内部に粉体が残っている状態で、高温の熱風を送り続けることは通常想定される用法ではないばかりか、火災や爆発の危険があり、滅菌、殺菌のために乾熱運転をするということ自体想像外であった。被告人相嶋は、噴霧乾燥という技術の原理上、通常は乾燥室の温度だけ上がればよいことから、被告会社の定型機は、その内部全体が均一に高温となるようには作られておらず、温度がほとんど上がらない部分があるため、この点からも乾熱による滅菌は不可能であると認識していた。

(3) このように、上記のような特別設計のものが輸出規制の対象になるかは別として、少なくとも標準機種である定型機については該当するはずがないというのが、被告人らを含む全社員の当然の共通認識であった。

4 そもそも本件噴霧乾燥器は輸出規制の対象ではない

(1) 「定置した状態で」滅菌又は殺菌することができないこと

ア 「定置した状態で」とは、AGにおける規制（英文）の「in situ」を邦訳したものであり、「装置を分解せず、組み立てた状態で」という意味であり、装置使用者が装置内部の菌体に被曝せず殺菌又は滅菌できることを要求する趣旨である。

イ 本件噴霧乾燥器のうち、公訴事実第2記載の噴霧乾燥器（以下、「L-8i」という。）は、排風口に粉体補集用のフィルタが存在しない仕様である。したがって、内部に粉体が残っている状態で熱風を送れば、粉体が外部に飛散する仕様であり、「定置した状態で殺菌又は滅

菌」(貨物等省令 2 条の 2 第 2 項 5 の 2 ハ) することができない。

また、公訴事実第 1 記載の噴霧乾燥器(以下、「RL-5」という。)もその仕様上、0.3 マイクロメートル以下の微生物(主にウイルス)は捕集不可能であり、「定置した状態で殺菌または滅菌」することができない。

ウ また、本件噴霧乾燥器はいずれも、滅菌又は殺菌する前に製品を回収する際、内部の製品が付着した部分が露出し、使用者が被曝することが避けられない仕様である。したがって、この点からも本件要件ハを満たさない。

(2) 「内部」を滅菌又は殺菌することが出来ないこと

本件要件における「内部」とは、噴霧乾燥器の運転後、製造された粉体が残留し得る箇所をいうものと解される。しかし、本件噴霧乾燥器には、噴霧乾燥器の運転後に粉体が付着するものの、熱風が当たらないために滅菌または殺菌をすることが不可能な箇所が複数箇所存在する。したがって、本件噴霧乾燥器は、本件要件ハを満たさない。

(3) 「滅菌又は殺菌」が出来ないこと

ア まず、「滅菌」について、乾熱滅菌は摂氏 160 度以上で行う必要があるところ、本件噴霧乾燥器には摂氏 160 度以上にならない箇所が存在するため、滅菌は不可能である。

イ 次に、「殺菌」について、本件要件ハにおける「殺菌」とは、薬液殺菌、すなわち殺菌効果のある化学物質の使用を通じて装置中の潜在的な全ての微生物の感染力を破壊することをいうものと解すべきである。

しかし、本件噴霧乾燥器はいずれも、分解洗浄を前提として設計されており、薬液を装置の隅々にまで行き渡らせ、当該装置中の潜在的な全ての微生物の感染性を破壊することができる仕様ではないため、本件噴霧乾燥器は「殺菌することができるもの」には該当しない。

ウ 以上のとおり、本件噴霧乾燥器はいずれも内部を「滅菌又は殺菌」できるものではないため、本件要件ハに該当しない。

エ 付言すると、本件噴霧乾燥器はいずれも、温度を上げても最高温度が摂氏90度にも達さない箇所が存在する。

この観点からも、本件噴霧乾燥器は「滅菌又は殺菌することができるもの」に該当しない。

以上

別紙 2

令和 2 年（特わ）第 8 5 8 号 外国為替及び外国貿易法違反事件

令和 2 年（特わ）第 1 3 2 7 号 外国為替及び外国貿易法違反等事件

被告人 大川原化工機株式会社、大川原正明、相嶋絳夫、島田順司

証 拠 意 見 書

令和 2 年 8 月 1 4 日

東京地方裁判所刑事 1 3 部 御中

弁 護 人	高	田	剛
弁 護 人	鄭	一	志
弁 護 人	河	村	尚
弁 護 人	瀬	川	慶
弁 護 人	小	林	貴 樹
弁 護 人	趙	誠	峰



検察官請求の甲 1 号証ないし甲 7 2 号証、及び乙 1 号証ないし乙 3 8 号証に対する
意見は、以下のとおりである。

1 甲号証について

甲1号証ないし甲3号証	同意
甲4号証	別添資料1の限度で同意
甲5号証	不同意
甲6号証ないし甲19号証	不同意
甲20号証ないし甲25号証	同意
甲26号証ないし甲36号証	不同意
甲37号証	告発の事実があったという限度で同意
甲38号証ないし甲41号証	同意
甲42号証ないし甲46号証	不同意
甲47号証および甲48号証	同意
甲49号証および甲50号証	不同意
甲51号証	同意
甲52号証ないし甲69号証	不同意
甲70号証ないし甲72号証	同意

2 乙号証について

乙1号証ないし乙38号証	不同意
--------------	-----

以上

令和2年(む)第82283号

決 定

被告人 相嶋 静夫

上記の者に対する外国為替及び外国貿易法違反被告事件について、令和2年6月23日東京地方裁判所裁判官がした保釈請求却下の裁判に対し、本日、弁護人らから準抗告の申立てがあったので、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件準抗告を棄却する。

理 由

本件各勾留の基礎となる各公訴事実の要旨は、被告人が、顧問を務める会社の業務に関し、幹部である共犯者2名と共謀の上、経産大臣の許可を受けずに、政省令で定められた噴霧乾燥器を①中国及び②韓国に輸出したというものである。本件事案の性質・内容や、証明予定事実記載書面等が提出されたが、弁護人からは求釈明書において概括的な争点の主張がされるにとどまり、証拠意見も述べられておらず、今後争点及び証拠の整理が行われるという公判前整理手続の進捗状況等に照らすと、共犯者や関係者への働きかけなどによる罪証隠滅のおそれがあり、刑訴法89条4号に該当する事由が認められる。そうすると、高齢の被告人の健康状態や、新型コロナウイルスの感染の危険などの弁護人の指摘を踏まえても、裁量による保釈が適当ではないとした原裁判の判断は不合理ではない。よって、本件準抗告には理由がないから、同法432条、426条1項により、主文のとおり決定する。

令和2年7月3日

東京地方裁判所刑事第15部

裁判長裁判官 榎 井 英 夫

裁判官 赤 松 亨 太

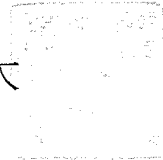
裁判官 竹 田 美 波

これは謄本である。

令和2年7月3日

東京地方裁判所刑事第15部

裁判所書記官 小川 雅大



別紙4

受理番号 70973
刑事第13部係属

- ①令和2年特(わ)第858号 令和2年3月31日公訴提起
②令和2年特(わ)第1327号 令和2年6月15日公訴提起

令和2年6月19日

保 釈 求 意 見

被告人 相嶋 静夫

東京地方検察庁
検察官 殿

東京地方裁判所刑事第14部

裁判所書記官 木 村 ひとみ

被告人に対する①外国為替及び外国貿易法違反、②外国為替及び外国貿易法違反被告事件について、別添のとおり主任弁護人小林貴樹、弁護人高田剛、同河村尚から保釈の請求があつたので、裁判官の命により、意見を求める。

なお、不相当とするときは、具体的な理由を添えられたい。

意 見

東京地方裁判所刑事第14部 御中

東京地方検察庁
検察官 長 好行

内線 3849

相 当

上記保釈の請求は、 不 相 当 人と思料する。

然るべきであり、却下せられべき

理 由

別紙(4)とあり



別 紙（被告人相嶋静夫）

第1 被告人には、刑事訴訟法89条4号に該当する事由がある。

1 事案の概要

本件は、被告会社において、規制対象となる噴霧乾燥器の仕様について定める輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（以下「貨物等省令」という。）2条の2第2項5の2において、
噴霧乾燥器であって、次のイからハまでの全てに該当するもの

イ 水分蒸発量が1時間当たり0.4キログラム以上400キログラム以下のもの

ロ 平均粒子径10マイクロメートル以下の製品を製造することが可能なもの
又は噴霧乾燥器の最小の部分品の変更で平均粒子径10マイクロメートルの製品を製造することが可能なもの

ハ 定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるものと定められた要件（以下「貨物等省令3要件」という）に該当する仕様の噴霧乾燥器について、被告人は、共犯者相嶋静夫及び嶋田順司と共謀の上、同要件に該当しない旨虚偽の税関申告をして経済産業大臣の許可を受けずに、中国及び韓国に輸出した事案である。

2 被告人の供述状況

被告人は、貨物等省令3要件への該当性の認識につき、本起訴事件の警察官の弁解録取時には、「経済産業省へ輸出許可申請すべきところ、無許可で中国に輸出したことは間違いない。輸出規制対応は、大川原社長、島田と3人で話し合ったが、最終的には社長の責任だ。」などと、曖昧ながら事実を認めつつも共犯者に責任転嫁する供述をしたが、検察官による弁解録取では、「規制の内容は知っていたが、本件輸出には関わっていない」などと弁解し、その後は黙秘に転じ、追起訴事件についても、黙秘を継続している。

3 罪証隠滅を疑うに足りる相当な理由

噴霧乾燥器については、平成25年の改正により新たに規制の対象となったものであるところ、被告会社は、噴霧乾燥器のリーディングカンパニーとして、同改正の過程で経済産業省による調査を受け、貨物等省令3要件について、自社の噴霧乾燥器が規制の対象とならないように、規定文言や要件の緩和に関する要望を行うなどしていた事実が認められる。

このような規制導入までの被告会社と経済産業省との折衝経緯等は、要件該当性に対する被告人らの認識の有無・程度を裏付ける重要事実となり、これらの経緯への被告人の関与、被告会社内での協議状況等については、電子メールや会議録などの客観証拠のほか、経済産業省関係者及び共犯者を含む被告会社関係者の供述等により立証することとなる。

本件により処罰されることとなれば、被告会社の経営にも重大な影響を及ぼす可能性があり、前記の被告人らの供述態度等に照らせば、本件による処罰を免れるため、共犯者や被告会社従業員ら関係者と口裏合わせをするなどの罪証隠滅を図る危険性が高い。

現に、共犯者大川原及び同嶋田も、被告人同様に黙秘している上、任意捜査の時点では、被告会社の複数の技術者が、貨物等省令3要件のハの該当性について認める供述をしていたのであるが、本起訴事件による被告人らの身柄拘束後、検察官が関係者の取調べを行うための呼出しを行ったところ、被告会社管理担当者は、個々の従業員の呼出は同管理担当者と通して実施することを要求した上、一部の従業員に関し、業務多忙を理由に被告人らの身柄拘束期間内の協力を拒否するなど、非協力的な態度を明確に示し、被告会社従業員らへの検察官による取調べは日程調整に苦慮し、かつ、取調べを実施できた者の中には、前記要件ハの該当性について、任意捜査段階の供述を撤回する者もいた。

被告会社は、被告人の初回の逮捕後、ホームページに、「当社としましては、今回問題とされている当社の輸出製品は外為法の規制を受けるべき製品には該当せず、当該製品の輸出は外為法に違反するものではないと認識している。」などのコメントを掲載した上、報道機関宛てに更に詳細なコメントを発表するなどしており、被告人及び共犯者の供述態度、被告会社管理担当者の言動等を合わせ考慮すると、被告会社が組織ぐるみで口裏合わせを行い、個々の従業員の供述をコントロールしている可能性が極めて高い状況にあり、現に、追起訴事案による逮捕後の従業員の取調べによって、当初の検察庁への出頭拒否は弁護人の指示によるものであった上、検察庁から呼出を受けた従業員に対し、他の従業員がレクチャーを行い、身柄拘束中の被告人らの主張内容を伝達するなどしていたことが判明している。

このような状況において、被告人に保釈を許せば、自己の刑事責任を免れるため、共犯者らあるいは従業員らと口裏合わせを行い、被告人に不利な供述を

撤回して有利な供述をするよう慫慂するなどの罪証隠滅工作に及ぶ危険性は高い。

弁護人は、保釈条件として、関係者との不接触、被告会社への不出社、通話履歴及び電子メールの送受信履歴の提出等を挙げているものの、それらの条件をもってしても通謀を防ぐことができないのは、日産自動車元会長の海外逃亡によっても明らかである。

したがって、被告人が罪証を隠滅すると疑うに足る相当な理由がある。

第2 被告人については、刑事訴訟法90条による裁量保釈も認めるべきではない。

被告人の身柄拘束期間は約3か月であり、公判前整理手続に付された否認事件として、長期間にわたっているとはいえない。

弁護人は、被告人が高齢で、糖尿病・不整脈等の持病があり、内服薬の服用を続けていた旨指摘するが、弁護人の主張によっても、今後の勾留継続によって被告人の病状が悪化する危険があるというにとどまるのであって、現時点で被告人を保釈する必要を示すものではない。

また、弁護人は被告人が新型コロナに感染するリスクを主張するが、拘置所においては不特定多数と接触する状況ではなく、むしろ、接見等禁止の付された勾留下において不特定多数者との接触がなく、新型コロナの感染リスクは低いといえる。

また、弁護人は、弁護人と密に相談して防御する準備の重要性を主張するが、複数選任された弁護人の接見、記録の差し入れ等が可能である。また、弁護人の主張する、被告人がエンジニアらの弁護人以外の者から説明を聞く必要性にしても、そのエンジニアが被告会社従業員ら関係者であれば、前述のとおり、まさに罪証隠滅工作の危険性が妥当する。

弁護人は、被告人の妻の不安やストレス等を主張するが、被告人の身柄拘束の必要性が高いのに比して、保釈すべき理由には不十分である。

以上からすると、被告人に対して裁量保釈を許可すべき差し迫った必要性は認められないというべきである。

そして、前述のとおり、罪証隠滅の危険性が高いことからすれば、保釈条件及び相当高額を保釈保証金によっても、その危険を解消するのは困難である。

第3 結論

以上のとおり、被告人には刑事訴訟法89条4号に該当する事由があり、か

つ、裁量保釈も認めるべきではないから、本件保釈請求は不相当であり、直ちに却下されるべきである。

以 上

別紙5－1

様式第160号（ 刑訴第298条
規程第116条 ）

証 拠 調 べ 請 求 書

令和2年5月18日

東京地方裁判所刑事第13部 殿

東京地方検察庁

検察官 検事 長 好 行

被告人 大川原化工機，大川原正明，相嶋静夫，島田順司 に対する 外国為
替及び外国貿易法違反 被告事件につき，別紙証拠等関係カード記載の証拠の
取調べを請求する。

証拠等関係カード（甲）（No. 1）

（このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調査と一体となるものである。）

番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕 立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)	請 求		意 見		結 果			備 考 編てつ箇所
		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	取 調 順 序	
1	報（外為法等適用関連法令の変遷について） 〔（員）  〕 30.1.17 関連法令の変遷状況等 ()		A B C D						
2	報（運用通達・適用法令の解釈） 〔（員）  〕 29.12.22 関連通達の内容等 ()		A B C D						
3	写真撮影報告書（噴霧乾燥器RL-5） 〔（員）  〕 29.9.27 本件輸出貨物と同型の噴霧乾燥器（RL-5）の形状等 ()		A B C D						
4	分析結果報告書（被疑会社製品カタログ） 〔（員）  〕 29.11.13 被告会社製品カタログの記載内容等 ()		A B C D						
5	証拠品複写報告書（試運転データ表） 〔（員）  〕 30.7.13 本件輸出貨物と同型の噴霧乾燥器（RL-5）の試運転データ等 ()		A B C D						

（被告人複数用）

(被告人 A 大川原 化工 機械 C 相 嶋 静 夫)
B 大川原 正 明 D 島 田 順 司)

証 拠 等 関 係 カ ー ド (甲) (No. 2)

(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。)

番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕	請 求		意 見		結 果			備 考
		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	取 調 順 序	
	立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)				内 容			内 容	
6	聴取及び資料入手結果報告書 (平均粒子径について) 〔(員) 〇〇〇〇〇〇〇〇〕 30.7.13 本件輸出貨物と同型の噴霧乾燥器 (R L ー 5) による粉末製品の平均粒子径等 ()		A B C D						
7	訂正報告書 〔(員) 〇〇〇〇〇〇〇〇〕 1.6.13 甲6の訂正 ()		A B C D						
8	温度測定結果報告書 (RL-5内部における最 低温を示す箇所) 〔(員) 〇〇〇〇〇〇〇〇〕 30.4.10 本件輸出貨物と同型の噴霧乾燥器 (R L ー 5) 内部の乾熱温度の測定結果等 ()		A B C D						
9	温度計測結果報告書 (RL-5/バグ フィルタ下部) 〔(員) 〇〇〇〇〇〇〇〇〕 30.7.23 本件輸出貨物と同型の噴霧乾燥器 (R L ー 5) 内部の最低温度箇所の温度測定結果 等 ()		A B C D						
10	員 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 30.9.13 乾熱により、大腸菌、ウエルシュ菌の殺 菌が可能であること等 ()		A B C D						

(被告人	A 大川原 化工機 傑	C 相 嶋 静 夫
	B 大 川 原 正 明	D 島 田 順 司

証拠等関係カード（甲）（No. 3）

（このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。）

番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕	請 求		意 見		結 果			備 考
		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	取 調 順 序	
立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)				内 容				内 容	
11	員 [30.7.31] 乾熱により、芽胞を形成しない菌を全て死滅させ感染能力を失わせることができること等 ()		A B C D						編てつ箇所
12	訂正報告書 (員) [30.7.31] 甲11の訂正 ()		A B C D						
13	員 [30.3.28] 生物テロに使われる病原菌，それらに対する規制等 ()		A B C D						
14	捜照(膳) (員) [30.8.3] 本件輸出貨物が規制対象に該当するか否かの照会 ()		A B C D						
15	捜査関係事項照会書に対する回答について 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課長 [30.8.10] 甲14の回答 ()		A B C D						

(被告人複数用)

(被告人 A 大川原 化工機 備 C 相 嶋 静 夫)
B 大川原 正 明 D 島 田 順 司)

証拠等関係カード(甲) (No. 4)

(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調査と一体となるものである。)

番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕	請 求		意 見		結 果		備 考
		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	
	立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)			内 容		内 容	取 調 順 序	備 考 續てつ箇所
16	員 [] 1.6.14 本件噴霧乾燥器は要件イ〜ハに該当する と思われると判断したこと等 ()		A B C D					
17	検 [] 2.4.3 被告会社製噴霧乾燥器で分解しない状態 で乾燥殺菌を行っていること等 ()		A B C D					
18	検 [] 2.4.3 被告会社製噴霧乾燥器は要件ハに該当す ると考えられること等 ()		A B C D					
19	検 [] 2.3.23 同業他社(株式会社GF)においては、 輸出許可を得て噴霧乾燥器を輸出してい ること等 ()		A B C D					
20	捜照(歴) (員) [] 30.8.3 被告会社における輸出の個別許可の有無 の照会 ()		A B C D					

(被告人複数用)

(被告人 A 大川原 化工 機械 C 相 嶋 静 夫)
B 大川原 正 明 D 島 田 順 司)

証拠等関係カード（甲）（No. 5）

（このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。）

番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕	請求		意 見		結 果		備 考 編てつ箇所
		期 日	関係 被告人	期 日	内 容	期 日	関係 被告人	
21	捜査関係事項照会書に対する回答について 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障 貿易管理課長 [] 30.8.10 甲20の回答 ()		A B C D					
22	捜照(謄) (員) [] 30.8.3 被告人会社における輸出の包括許可の有無 の照会 ()		A B C D					
23	捜査関係事項照会書に対する回答について 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障 貿易管理課長 [] 30.8.10 甲22の回答 ()		A B C D					
24	複写報告書（本件輸出関係書類） (員) [] 30.2.16 本件輸出関係書類の記載内容等 ()		A B C D					
25	聴取結果報告書（三井倉庫株式会社） (員) [] 30.3.30 本件輸出貨物の船積み状況等 ()		A B C D					

(被告人 A 大川原 化工 機 関 C 相 嶋 静 夫)
B 大 川 原 正 明 D 島 田 順 司)

証拠等関係カード（甲）（No. 6）

（このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。）

番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕 立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)	請 求		意 見		結 果			備 考 編てつ箇所
		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	取 調 順 序	
26	既遂時期等特定報告書 〔 (員) ██████████ 30.4.5 〕 本件既遂時期及び場所の特定等 ()		A B C D						
27	員 ██████████ 1.9.25 〕 本件輸出貨物の輸出通関状況等 ()		A B C D						
28	検 〔 ██████████ 2.3.24 〕 噴霧乾燥器が新たに輸出規制の対象に追加される際に、被告会社とヒアリング、メール等でやりとりした状況等 ()		A B C D						
29	検 ██████████ 2.3.25 〕 噴霧乾燥器が新たに輸出規制の対象に追加される際に、被告会社とヒアリング、メール等でやりとりした状況及び改正法施行後に被告会社に判定基準の調査を行った状況等 ()		A B C D						
30	検 〔 ██████████ 2.3.25 〕 噴霧乾燥器の輸出規制に関わる法令の改正に関与し、被告会社からパブリックコメントの意見を受けたこと等 ()		A B C D						

(被告人複数用)

(被告人 A 大川原化工機 関 C 相 嶋 静 夫)
B 大川原 正 明 D 島 田 順 司)

証拠等関係カード(甲) (No. 7)

(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。)

番号	標 目 (供述者・作成年月日、住居・尋問時間等)	請 求		意 見		結 果		備 考
		期 日	関係被告人	期 日	内 容	期 日	内 容	取調順序
31	検 [2.3.30] 大川原正明の依頼で、噴霧乾燥器輸出規制に関する法令改正案へパブリックコメントを提出した経緯等 ()		A B C D					
32	検 [2.3.24] 被告会社製噴霧乾燥器が規制条件に該当するか不安に思ったが、相嶋静夫が、該当しない旨発言したこと等 ()		A B C D					
33	検 [2.3.25] 輸出規制の該非判定において、相嶋静夫から非該当と説明を受けたので、常に非該当として決裁していたこと等 ()		A B C D					
34	検 [2.3.25] 輸出規制の該非判定において、被告会社の方針に従い、すべて非該当として判定していたこと等 ()		A B C D					
35	報 [(検) 2.3.25] 甲34の訂正 ()		A B C D					

(被告人複数用)

(被告人 A 大川原化工機械 C 相嶋 静夫)
B 大川原 正明 D 島田 順 司)

請求者等 検 察 官			令和2年特（わ）第858号				
証 拠 等 関 係 カ ー ド （ 甲 ） （No. 8 ）							
（このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。）							
番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕	請求 期 関 係 係 被 告 人	意 見 期 関 係 係 被 告 人		結 果 期 関 係 係 被 告 人		備 考
	立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)	日	日	内 容	日	内 容	取 調 順 序 編てつ箇所
36	検 [REDACTED] 2.3.19 被告会社のOBの立場から、被告会社製の噴霧乾燥器が輸出規制の要件に該当すると判断すること等 ()	A B C D					
	[]						
	()						
	[]						
	()						
	[]						
	()						
	[]						
	()						
	[]						
	()						

（被告人複数用）

（被告人 A 大川原化工機株式会社 C 相嶋 静夫）
B 大川原 正明 D 島田 順司

証拠等関係カード(乙) (No. 1)

(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調査と一体となるものである。)

番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕 立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)	請 求		意 見		結 果			備 考 綴てつ箇所
		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	取 調 順 序	
1	員 〔(被)大川原 正明 2.3.11〕 身上経歴等 ()		B						
2	員(本文が「私は」で書き出しのもの) 〔(被)大川原 正明 31.2.19〕 被告会社における決裁・報告の流れ等 ()		A B C D						
3	員(本文が「私が」で書き出しのもの) 〔(被)大川原 正明 31.2.19〕 中国の合併会社(上海大川原乾燥設備有限公司)の運営状況等 ()		A B C D						
4	員 〔(被)大川原 正明 1.11.25〕 被告会社における相嶋の役割等 ()		A B C D						
5	員 〔(被)大川原 正明 1.10.21〕 平成25年9月頃、相嶋、島田と噴霧乾燥器の輸出規制について話し合ったこと等 ()		A B C D						

(被告人 A 大川原 化工機 備 C 相 嶋 静 夫)
B 大 川 原 正 明 D 島 田 順 司)(被告人
複
数
用
)

証拠等関係カード（乙）（No. 2）

（このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調査と一体となるものである。）

番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕	請 求		意 見		結 果		備 考
		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	
	立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)			内 容		内 容	取 調 順 序	備 考 編てつ箇所
6	員 〔 (被) 大川原 正明 1.10.28 解釈によっては少なくとも被告会社の定型機等が規制対象に該当する可能性があると思ったこと等 ()		A B C D					
7	員 〔 (被) 大川原 正明 1.11.19 島田を通じて経済産業省に規制案文の変更を要望したが、反映されなかったこと等 ()		A B C D					
8	員 〔 (被) 大川原 正明 1.12.10 経済産業省に、規制対象に該当するか否か確認することなく、無許可で輸出していたこと等 ()		A B C D					
9	検 〔 (被) 大川原 正明 2.3.12 弁解内容等 ()		A B C D					
10	員 〔 (被) 相嶋 静夫 2.3.11 身上経歴等 ()		C					

（被告人複数用）

（被告人 A 大川原 化工 機関 C 相 嶋 静 夫
B 大 川 原 正 明 D 島 田 順 司）

証拠等関係カード（乙）（No. 3）

（このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。）

番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕	請 求		意 見		結 果		備 考	
		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人		
立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)				内 容		内 容		取 調 順 序	編てつ箇所
11	員 〔 (被) 相嶋 静夫 31.1.25 被告会社における経歴等 ()		A B C D						
12	員 〔 (被) 相嶋 静夫 31.1.25 経済産業省やシステックとの噴霧乾燥器 の輸出規制制定に向けたやり取りの状況 等 ()		A B C D						
13	員 〔 (被) 相嶋 静夫 1.9.11 平成25年9月頃、大川原、島田と輸出規 制の対応について話し合いした状況等 ()		A B C D						
14	員 〔 (被) 相嶋 静夫 1.11.28 噴霧乾燥器の受注の流れ等 ()		A B C D						
15	員 〔 (被) 相嶋 静夫 2.1.23 R1-5型の輸出は、経済産業省に輸出許可 申請を行うべき案件だったこと等 ()		A B C D						

（被告人複数用）

（被告人 A 大川原化工機 係 C 相嶋 静夫 ）
B 大川原 正明 D 島田 順 司

証 拠 等 関 係 カ ー ド (乙) (No. 4)

(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調査と一体となるものである。)

番号	標 目 (供述者・作成年月日、住居・尋問時間等)	請 求		意 見		結 果			備 考
		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	取 調 順 序	
16	員 〔 (員) 島田 順司 2. 3. 11 〕 身上経歴等 ()		D						繰てつ箇所
17	員 〔 (員) 島田 順司 1. 6. 25 〕 中国に合併会社を設立した経緯等 ()		A B C D						
18	員 〔 (員) 島田 順司 31. 1. 29 〕 平成24年1月24日に噴霧乾燥器の輸出規制について、経済産業省等と打合せをしたこと等 ()		A B C D						
19	員 〔 (員) 島田 順司 31. 2. 15 〕 平成24年2月23日に噴霧乾燥器の輸出規制について、経済産業省やシステックと打合せをしたこと等 ()		A B C D						
20	訂正報告書（平成31年2月15日付け島田順司供述調書） 〔 (員) XXXXXXXXXX 31. 2. 18 〕 乙19の訂正 ()		A B C D						

(被告人複数用)

(被告人 A 大川原 化工 機器 C 相 嶋 静 夫)
B 大 川 原 正 明 D 島 田 順 司)

請求者等 検 察 官			令和2年特(わ)第858号					
証 拠 等 関 係 カ ー ド (乙) (No. 5)								
(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。)								
番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕 立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)	請 求		意 見		結 果		備 考 編てつ箇所
		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	
21	員 〔 (員) 島田 順司 31.2.22 平成24年3月から4月にかけて行った経済産業省とのメールのやり取りの内容等 () 〕		A B C D					
22	員 〔 (員) 島田 順司 31.3.25 平成24年4月頃の被告会社の経営方針及び営業会議等 () 〕		A B C D					
23	員 〔 (員) 島田 順司 31.3.6 平成24年12月、輸出規制に係る政省令案に関して経済産業省とメールのやりとりをした状況等 () 〕		A B C D					
24	員 〔 (員) 島田 順司 31.4.3 平成25年当時の被告会社の経営方針、同年7月システックから政省令改正案に関するメールを受信した状況等 () 〕		A B C D					
25	員 〔 (員) 島田 順司 31.4.19 平成25年8月から9月にかけて、経済産業省に政省令改正案に対する要望、意見を提出したが認められず、広範な規制となったこと等 () 〕		A B C D					

(被 告 人 複 数 用)

(被告人 A 大川原 化工 機械 C 相 嶋 静 夫)
B 大川原 正 明 D 島 田 順 司)

証拠等関係カード(乙) (No. 6)

(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。)

番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕	請 求		意 見		結 果		備 考	
		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人		
	立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)				内 容		内 容	取 調 順 序	備 考 纏てつ箇所
26	訂正報告書(平成31年4月19日付 け島田順司供述調書) (員 [31.4.22]) 乙25の訂正 ()		A B C D						
27	員 (員) 島田 順司 (1.8.23) 平成25年9月下旬頃、大川原正明、相 嶋静夫と輸出規制について話した際に、 大川原が非該当とする見解を示し、同年 10月の業務運営会議で、非該当とする 方針が決定されたこと等 ()		A B C D						
28	員 (員) 島田 順司 (31.4.25) 被告会社の役員・組織及び被告会社の方 針として、噴霧乾燥器を非該当と決定し た経緯等 ()		A B C D						
29	員 (員) 島田 順司 (31.3.13) 他社における不正輸出事件の認識及び被 告会社の輸出管理体制等 ()		A B C D						
30	訂正報告書(平成31年3月13日付 け島田順司供述調書) (員 [1.6.28]) 乙29の訂正 ()		A B C D						

(被告人複数用)

(被告人 A 大川原化工機械 C 相嶋 静夫)
B 大川原 正明 D 島田 順司)

証 拠 等 関 係 カ ー ド (乙) (No. 7)

(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。)

番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕	請求		意 見		結 果		備考
		期 日	関係被告人	期 日	関係被告人	期 日	関係被告人	
	立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)							取調順序
31	員 〔(員)島田 順司 1.10.24〕 本件輸出貨物(RL-5)を輸出した経緯等 ()		A B C D					
32	員 〔(員)島田 順司 1.9.19〕 相嶋静夫から、輸出規制範囲について経済産業省に確認するよう指示を受けたことではないこと等 ()		A B C D					
33	履歴事項全部証明書 〔東京法務局登記官 〇〇〇〇〇〇〕 2.3.17 被告会社の登記内容 ()		A B C D					
34	戸(戸附添付) 〔 〇〇〇〇 〕 2.3.18 身上関係 ()		B					
35	戸(戸附添付) 〔静岡県 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〕 2.3.16 身上関係 ()		C					

(被告人	A 大川原 化工機 憐	C 相 嶋 静 夫
	B 大川原 正 明	D 島 田 順 司

証拠等関係カード（乙）（No. 8）

（このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。）

番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕	請 求		意 見		結 果		備 考
		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	
	立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)				内 容		内 容	取 調 順 序
36	戸（戸附添付） 〔神奈川県 ██████████ 2.3.13〕 身上関係 ()		D					
	〔 〕 ()							
	〔 〕 ()							
	〔 〕 ()							
	〔 〕 ()							
	〔 〕 ()							
	〔 〕 ()							
	〔 〕 ()							

（被告人複数用）

（被告人 A 大川原化工機械 C 相 嶋 静 夫）
B 大 川 原 正 明 D 島 田 順 司

別紙 5－2

様式第 160 号 (刑訴第 298 条
規程第 116 条)

証 拠 調 べ 請 求 書

令和 2 年 6 月 3 0 日

東京地方裁判所刑事第 13 部 殿

東京地方検察庁

検察官 検事 長 好 行

被告人 大川原化工機，大川原正明，相嶋静夫，島田順司 に対する 外国為
替及び外国貿易法違反 被告事件につき，別紙証拠等関係カード記載の証拠の
取調べを請求する。

証 拠 等 関 係 カ ー ド (甲) (No. 9)

(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。)

番 号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕	請 求		意 見		結 果			備 考 綴てつ箇所
		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	取 調 順 序	
立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)				内 容		内 容			
37	告 発 〔東京税関長 〇〇〇〇〇〇〇〇〕 2. 6. 1	A B C D							
告発事実等 (R2. 6. 15付第1, 第2の1)									
38	調査報告書（輸出申告官署の所在地について） 〔(財) 〇〇〇〇〇〇〇〇〕 2. 6. 8	A B C D							
本件貨物の輸出申告官署の所在地等 (R2. 6. 15付第1, 第2の1)									
39	適用法令確認結果報告書 〔(員) 〇〇〇〇〇〇〇〇〕 2. 3. 16	A B C D							
関係法令等 (R2. 6. 15付第2全)									
40	証拠品複写報告書（粉体技術研究所 押番第139号 L-8iカタログ等） 〔(員) 〇〇〇〇〇〇〇〇〕 1. 6. 25	A B C D							
本件噴霧乾燥機（L-8i）のカタログの記載内容等 (R2. 6. 15付第2全)									
41	写真撮影報告書（噴霧乾燥器L-8i ノズルの交換状況） 〔(員) 〇〇〇〇〇〇〇〇〕 31. 2. 21	A B C D							
L-8iのノズルの交換状況等 (R2. 6. 15付第2全)									

(被告人	A 大川原 化工機 備	C 相 嶋 静 夫
	B 大川原 正 明	D 島 田 順 司

証 拠 等 関 係 カ ー ド (甲)

(No. 10)

(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。)

番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕	請 求		意 見		結 果		備 考 繰てつ箇所
		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	
42	聴取及び資料入手結果報告書 〔 (員) 〇〇〇〇 〕 31.3.13 L-8iでディスクタイプのアトマイザを使用、平均粒子径10マイクロメートル以下の粉末を製造可能なこと等 (R2.6.15付第2全)		A B C D					
43	温度測定結果報告書 〇〇〇〇 株式会社 L-8i) 〔 (員) 〇〇〇〇 〕 1.5.15 L-8i内部の温度測定の結果等 (R2.6.15付第2全)		A B C D					
44	捜照(謄) 〔 (員) 〇〇〇〇 〕 1.7.26 本件輸出貨物(L-8i)が規制対象に該当するか否かの照会 (R2.6.15付第2全)		A B C D					
45	捜査関係事項照会書に対する回答について 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障 貿易管理課長 〇〇〇〇 〔 〇〇〇〇 〕 1.8.9 甲44の回答 (R2.6.15付第2全)		A B C D					
46	員 〔 〇〇〇〇 〕 1.10.17 L-8iが要件イ～ハに該当すると思われること等 (R2.6.15付第2全)		A B C D					

(被告人	A 大川原 化工機 (株)	C 相 嶋 静 夫)
	B 大川原 正 明	D 島 田 順 司

証拠等関係カード(甲) (No. 11)

(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。)

番 号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕	請 求		意 見		結 果			備 考
		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	取 調 順 序	
立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)				内 容		内 容			編てつ箇所
47	複写報告書（通関手続書類の一部） 〔（員） 〕 1. 5. 21 本件の通関手続書類の記載内容等 (R2. 6. 15付第2全)		A B C D						
48	聴取結果報告書（株式会社上組） 〔（員） 〕 1. 9. 10 L-8iの船積状況等 (R2. 6. 15付第2全)		A B C D						
49	員 〔 〕 1. 10. 17 L-8iの通関手続の状況等 (R2. 6. 15付第2全)		A B C D						
50	報（相嶋静夫の余罪関与） 〔（員） 〕 2. 5. 27 被告人相嶋の関与状況等 (全)		A B C D						
51	預金口座照会結果報告書（ 銀行 支店） 〔（員） 〕 2. 6. 5 被告会社から被告人相嶋へ平成26年1月 から平成30年8月まで給料等が振込され ていた状況等 (全)		A B C D						

（被告人複数用）

（被告人複数用）

(被告人 A 大川原化工機(株) C 相嶋 静夫)
B 大川原 正明 D 島田 順司)

請求者等 検 察 官			令和2年特（わ）第858号						
証 拠 等 関 係 カ ー ド （ 甲 ） （No. 12 ）									
（このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調査と一体となるものである。）									
番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕	請求		意 見		結 果		備 考	
		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人		取 調 順 序
	立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)				内 容		内 容		編てつ箇所
52	検 [2.5.29] システックの実態調査として被告会社の ヒアリングを行った状況等 (全)		A B C D						
53	報 〔 (検) 2.5.29] 甲52の訂正 (全)		A B C D						
54	検 [2.6.12] 被告人大川原が大川原製作所取締役 にコメントを頼んだ旨の発言をしていた こと及び被告人相嶋が顧問になった後も 業務に関して厳しく指摘していたこと等 (全)		A B C D						
55	資料入手報告書 〔 (検) 2.6.12] から提出を受けた大川原化工機 (株)本社3階の見取図等 (全)		A B C D						
56	検 [2.6.2] 平成26年11月7日の被告会社の社内教養 において、 が要件ハについて該 当しそうな装置もある旨を説明していた こと等 (全)		A B C D						

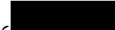
（被告人 A 大川原化工機 静 夫）
B 大川原 正 明 D 島 田 順 司

（被告人
複
数
用
）

証拠等関係カード(甲)

(No. 13)

(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。)

番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕	請 求		意 見		結 果		備 考
		期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	期 日	関 係 被 告 人	
立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)				内 容		内 容		編 綴 所
57	検 (11頁のもの) [] 2.5.29 平成28年7月にシステックからの質問に 対し回答した経緯等 (全)		A B C D					
58	検 (9頁のもの) [] 2.5.29 L-8i型噴霧乾燥機ではアトマイザを交換 して平均粒子径10マイクロメートル以下 の粒子を製造することが可能であること 等 (R2.6.15付第2全)		A B C D					
59	検 [] 2.6.12 検察庁の取調べ前に、他の従業員と意見 交換したこと等 (全)		A B C D					
60	報 (訂正報告) 〔 (検)  〕 2.6.12 甲59の訂正 (全)		A B C D					
61	検 [] 2.6.5 被告人島田から、被告会社の定型機はす べて非該当である旨指示されたのに従 い、項目別対比表を作成していたこと等 (全)		A B C D					

(被告人複数用)

(被告人 A 大川原化工機(株) C 相嶋 静夫)
B 大川原 正明 D 島田 順司)

証拠等関係カード（甲）（No. 14）

（このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。）

番号		請求		意見		結果			備考
標目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕		期日	関係被告人	期日	関係被告人	期日	関係被告人	取調順序	
立証趣旨 (公訴事実の別)					内 容			内 容	編てつ箇所
62	検 [XXXXXXXXXX] 2.6.2 本件噴霧乾燥機（L-8i）の輸出状況及び 被告人相嶋が顧問となった後の執務状況 等 (全)		A B C D						
63	検 [XXXXXXXXXX] 2.6.12 被告人相嶋が被告会社の顧問になってから の立場、役割等 (全)		A B C D						
64	報（7頁のもの） 〔 (検) XXXXXXXXXX] 2.6.12 XXXXXXXXXX が提出した顧問契約書の記載内容 等 (全)		A B C D						
65	報（10頁のもの） 〔 (検) XXXXXXXXXX] 2.6.12 XXXXXXXXXX が提出した貸金台帳及び給与支給 明細書の記載内容等 (全)		A B C D						
66	検 [XXXXXXXXXX] 2.6.4 被告会社従業員を令和2年3月中は出頭さ せられないとしていた方針を変更した経 緯等 (全)		A B C D						

（被告人複数用）

(被告人 A 大川原化工機 関 C 相嶋 静 夫)
B 大川原 正 明 D 島 田 順 司)

請求者等 検 察 官			令和2年特（わ）第858号				
証 拠 等 関 係 カ ー ド （ 甲 ） （ No. 15 ）							
（このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調査と一体となるものである。）							
番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕	請求 期 関係 日 被告人	意 見 期 関係 日 被告人	結 果 期 関係 日 被告人		取 調 順 序	備 考 編てつ箇所
67	検 [2.5.27] 本件噴霧乾燥機（L-81）の性能及び試運転で問題がなかったこと等 （R2.6.15付第2全）	A B C D					
68	検 [2.5.29] 被告会社製噴霧乾燥機（L-81）を使用する際に乾燥殺菌を行いトラブルが生じていないこと等 （R2.6.15付第2全）	A B C D					
69	検 [2.6.3] 被告会社では約30年前に噴霧乾燥機の内部温度を計測したことがあったが、それ以降、計測、実験は行われていないこと等 （全）	A B C D					
70	分析結果報告書（安全保障貿易管理関連貨物・技術リスト及び関係法令集） 〔（員） 29.12.26] 用語「滅菌」、「殺菌」が貨物の規制要件に用いられてきた法令改正の変遷等 （全）	A B C D					
71	複写報告書（安全保障貿易管理関連貨物・技術リスト及び関係法令集（改訂第22版）） 〔（員） 30.3.20] 本件噴霧乾燥器に関する法令の記載内容等 （全）	A B C D					

（被告人複数用）

（被告人 A 大川原 化工 機 係 C 相 嶋 静 夫 ）
B 大川原 正 明 D 島 田 順 司 ）

請求者等 検 察 官			令和2年特（わ）第858号				
証 拠 等 関 係 カ ー ド （甲） （No. 16）							
（このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調査と一体となるものである。）							
番号	標 目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕	請求 期 関係 日 被告人	意 見 期 関係 日 被告人	結 果 期 関係 日 被告人		取 調 順 序	備 考
	立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)		内 容		内 容		編てつ箇所
72	報 (ガイダンス・適用法令の解釈) (員) [] 29. 12. 22 輸出規制対象となる噴霧乾燥器に関する解釈等 (全)	A B C D					
	[]						
	()						
	[]						
	()						
	[]						
	()						
	[]						
	()						
	[]						
	()						

（被告人複数用）

(被告人 A 大川原化工機 限 有 限 公 司 C 相 嶋 静 夫)
B 大 川 原 正 明 D 島 田 順 司)

証 拠 等 関 係 カ ー ド (乙) (No. 9)
(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調査と一体となるものである。)

番号	標 目 〔供述者・作成年月日，住居・尋問時間等〕	請求	意 見		結 果		備 考
		期 日 関 係 被 告 人	期 日 関 係 被 告 人	内 容	期 日 関 係 被 告 人	内 容	
立 証 趣 旨 (公 訴 事 実 の 別)							
37	員 〔 (被) 大川原 正明 2. 5. 26 噴霧乾燥器を経済産業大臣に許可申請することなく韓国に輸出した事実は間違いないこと等 ()	A B C D					
38	検 〔 (被) 大川原 正明 2. 6. 11 弁解内容等 ()	A B C D					
	〔 ()						
	〔 ()						
	〔 ()						
	〔 ()						
	〔 ()						

（被告人複数用）

(被告人 A 大川原化工機(株) C 相 嶋 静 夫)
B 大 川 原 正 明 D 島 田 順 司)

証明予定事実記載書

令和 2 年 5 月 1 8 日

東京地方裁判所刑事第 1 3 部 殿

東京地方検察庁

検察官 検事 長

好 行 長

被告法人大川原化工機株式会社、被告人大川原正明、同相嶋静夫、同島田順司
に対する 外国為替及び外国貿易法違反 被告事件につき、検察官が証拠により証
明しようとする事実、下記のとおりである。

記

第 1 犯行に至る経緯等

主な証拠

- 1 被告法人大川原化工機会社（以下「被告会社」という。）は、昭和 5 5 年に噴霧乾燥機の製造・販売等を主事業として設立され、昭和 6 2 年、被告人大川原正明（以下「被告人大川原」という。）が代表取締役就任し、被告会社の業務全般を統括していた。

乙 1, 3, 4,
1 0, 1 1, 1
6 ~ 1 8, 2
8, 3 3

被告人相嶋静夫（以下「被告人相嶋」という。）は、昭和 6 0 年頃、被告会社に入社し、平成 1 9 年専務取締役経営企画室長となり、平成 2 6 年に取締役を退任し顧問となったが、社長特命室（経営企画室から改称）で、被告人大川原の業務を補佐していた。

被告人島田順司（以下「被告人島田」という。）は、昭和 6 1 年、被告会社に入社し、平成 1 4 年取締役就任し、平成 2 4 年から、社長特命室で海外営業開拓に関する業務等に従事していた。

- 2 平成 2 2 年 1 2 月、化学・生物兵器の開発・製造に使用し得る製造設備等の輸出規制に関する国際会議であるオーストラリア・グループ（以下「AG」という。）において、噴霧乾燥機の輸出

甲 2 8, 2 9

規制の追加について議論が開始され、経済産業省は、その規制の必要性判断のため、平成23年2月、一般財団法人安全保障貿易情報センター（以下「システック」という。）の技術専門者ワーキンググループ委員を兼務する安全保障貿易管理調査員[REDACTED]らによる調査を開始した。

3 システック及び経済産業省は、噴霧乾燥器の国内リーディングカンパニーであった被告会社からヒアリングを行うことにし、同年4月20日頃、システックの会議室で行われたヒアリングの席で、経済産業省担当者[REDACTED]らが、安全保障貿易管理制度の概要及び噴霧乾燥器が規制対象になりそうである旨を説明し、被告人島田らは、噴霧乾燥器について説明をした。

甲28, 29
乙19, 20

4 同年6月、[REDACTED]は、AG総会に出席したが、各国の意見がまとまらず、議論は持ち越しとなった。

甲28

5 [REDACTED]らは、噴霧乾燥器の規制条件を確認するため、平成24年1月24日、被告会社を訪れ、被告人島田らからヒアリングを行った。その際、[REDACTED]らは、AGにおいて、規制される噴霧乾燥器の条件について、

甲28
乙18

イ 水分蒸発量が1時間当たり0.4キログラム以上400キログラム以下

ロ 10マイクロメートル以下の微粒子サイズの製品を製造できる能力があること

ハ 定置した状態で滅菌又は殺菌ができるもの
という内容が提示されていたことから、対象となる機器を特定できるのか、規制に対する民間企業としての意見はどのようなものかを確認するための質問をしたが、被告人島田は、「スプレードライヤ（噴霧乾燥器を指す）中での滅菌、殺菌の概念はない」、「入り口温度から出口温度までを100度等高い温度で保つと滅菌、殺菌できる」などと回答した。

6 [REDACTED]は、同年2月14日から16日に開催されたAG中間会合において、被告会社でのヒアリング等を踏まえ、「定置した状態で滅菌又は殺菌ができるもの」は、凍結乾燥器と同様に蒸気滅菌に限定すべきとの提案をしたが、他のAG参加国は全て元の規制

甲28

案に合意し、本邦の提案は受け入れられなかった。

- 7 前記AG中間会合の結果を受けて、[]らは、同月23日、シ
ステックにおいて、被告会社のヒアリングを行い、定置した状態
で滅菌又は殺菌できるものという条件は、蒸気滅菌に限定すべき
であるとの本邦の提案は他国の賛同が得られず、このまま規制案
が合意になる見込みである旨説明したところ、出席していた被告
人相嶋は、「このままでは輸出できなくなるじゃないか」などと
激高し、また、「殺菌できるものでは菌が残っている状態もある
ので、生物兵器製造装置としては適さず、他の製造装置で規定さ
れている考え方と同じく蒸気滅菌にするべき」などと発言し、被
告人島田も被告人相嶋と同様の意見を述べた。 甲28, 29
乙12, 19,
20
- 8 その後、[]は、被告会社のヒアリングを踏まえ、他のAG参
加国に個別の質問メールを送って回答を得た上、被告人島田にメ
ール又は電話で、「滅菌、殺菌方法については、蒸気滅菌を含む
全ての滅菌、殺菌方法とする」「乾燥滅菌でもある程度滅菌がで
きるということなので、滅菌及び殺菌の方法を指定せず、包括
的な文言にせざるを得ない」旨を伝えた。 甲28, 29
乙12, 21
- 9 同年4月11日、AGにおいて、同年2月の中間会合で示され
た規制案がそのまま正式に合意され、[]は、その旨を被告人島
田らにメールで伝えた。 甲28
乙21, 22
- 10 その後、経済産業省では、前記合意に基づき、国内法の改正
を進めた。 甲1, 2, 28
- 11 被告人島田は、同年12月、[]とメールをやりとりし、A
G合意の規制文の「capable of drying toxins or pathogenic microorga
nisms」の表現を邦訳に反映させ、規制対象となる噴霧乾燥器に
ついて、「毒素や病原性を持つ微生物を乾燥できるという特徴を
持つ噴霧乾燥器」と特定するよう求めた。 甲28
乙7, 23
- 12 経済産業省担当者[]らは、平成25年8月19日、経
済産業省において、パブリックコメントに関し、被告会社のヒア
リングを行ったが、その際、被告人大川原、同島田らは、AG規
制文（英文）と邦訳（省令部分イロハ）を比較すると、英文によ
り定義される範囲と、邦訳で定義される範囲に相違があり、不整
 甲30, 31
乙24～26

合が生じているなどと意見を述べ、翌20日、被告会社は、パブリックコメントに同趣旨の意見を提出した。また、被告会社の関連会社である株式会社大川原製作所の常務取締役[REDACTED]は、被告人大川原の依頼を受けて、前記ヒアリングに同席するとともに、同月22日、パブリックコメントに、解釈案に「毒素や病原性を持つ微生物を乾燥できるという特徴を持つ噴霧乾燥器」という文言を加えるべきなどとする意見を提出した。

- 13 しかしながら、被告会社らの主張は通らず、同年10月15日、改正法が施行され、輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（以下「貨物等省令」という。）2条の2第2項5の2において、

噴霧乾燥器であって、次のイからハまでの全てに該当するもの

イ 水分蒸発量が1時間当たり0.4キログラム以上400キログラム以下のもの

ロ 平均粒子径10マイクロメートル以下の製品を製造することが可能なもの又は噴霧乾燥器の最小の部分品の変更で平均粒子径10マイクロメートルの製品を製造することが可能なもの

ハ 定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるものと定められた（以下「貨物等省令3要件」という）。

- 14 被告会社では、噴霧乾燥器の輸出規制について、被告人島田が、実務担当者として経済産業省等との折衝を行い、被告人大川原、同相嶋に報告、相談しながら対応していたが、同年9月下旬頃、被告人3名において対応を検討した際、被告人らは、被告会社の主張が反映されなかった改正法の規定によれば、被告会社の噴霧乾燥器が輸出規制の対象となることを認識していたものの、被告人大川原が、被告会社の噴霧乾燥器は貨物等省令3要件には該当しないと言いつのって、輸出をし続けることとし、遅くとも同年10月頃には、被告人3名において、同方針によることを合意した。

- 15 前記改正法施行後、被告会社は、前記方針に従い、自社噴霧乾燥器は貨物等省令3要件を満たさないとして、経済産業大臣の

許可を得ることなく、噴霧乾燥器の輸出を継続した。

第2 犯行状況等

公訴事実記載のとおりである。

第3 その他情状等

乙2, 8, 1

4, 29, 30

甲3～27, 3

1, 36

乙9, 14, 1

5, 31

乙1, 10, 1

以 上

6, 33～36

別紙 7

令和 2 年 4 月 6 日

東京地方検察庁検事正 殿
同次席検事 殿
同公安部長 殿
同公安副部長 殿
同検事 塚部貴子 殿

大川原化工機株式会社
管理部

被疑者大川原正明、被疑者相嶋静夫、及び被疑者島田順司に対する外国為替及び外国貿易法違反被疑事件について、令和 2 年 3 月 3 0 日以降、弊社役員及び従業員を参考人とする取り調べに関し、コロナの影響により日程調整が進まず、今後の見通しが立たない状況となっております。

弊社としましては各役員及び従業員の業務調整等の支障もございますので、弊社役員及び従業員に対する参考人取り調べの必要があるのだしたら、できる限り早期に、弊社管理部宛に、日程調整のご連絡を頂戴できますようお願い申し上げます。

以上

誓 約 書

令和2年8月21日

東京地方裁判所刑事部 御中

私は、現在、外国為替及び外国貿易法違反の罪、及び関税法違反の罪により起訴され勾留中ですが、保釈が許可された場合は、裁判所の指示に従って生活し、以下の条件その他裁判所の定めた保釈の条件を遵守すること、裁判の日には必ず出頭することを固く約束します。

記

- ①静岡県[REDACTED]所在の自宅に居住し、裁判所の許可なく外泊、旅行及び転居をしない。
- ②大川原化工機株式会社の顧問に就任せず、その他同社に一切関与しない。
- ③共犯者とされる大川原正明及び島田順司並びに大川原化工機株式会社の役員及び従業員その他事件関係者とは一切会わず、弁護人を介することなく架電、メール及び手紙その他いかなる方法でも接触しない。
- ④通話、メール及びインターネットの使用履歴を、必要に応じ弁護人を通して裁判所に報告する。

住 所



氏 名

相 嶋 静 夫



身元引受書

令和2年8月26日

東京地方裁判所刑事部 御中

被告人 相 嶋 静 夫

上記被告人は、外国為替及び外国貿易法違反、及び関税法違反被告事件について、東京拘置所に勾留されておりますが、保釈許可がありました場合、私が被告人の身柄を引き受け、罪証隠滅、逃亡など決してさせないこと、被告人を裁判所に出頭させること、保釈条件その他裁判所の指示に従わせることを誓約いたします。

(住所)

[Redacted Address]

(氏名)

相 嶋

[Redacted Name]

(被告人との関係)

妻

備考	平成30年	本籍変更	新住所:
静岡公安			

以下の部分を使用して臓器提供に関する意思を表示することができます(記入は自由です)。
記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で回してください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植のために臓器を提供します。
 2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植のために臓器を提供します。
 3. 私は、臓器を提供しません。
- ※1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。
[心臓・肺・肝臓・腎(じん)臓・膵(すい)臓・小腸・眼球]

(特記欄:) 〔自筆署名〕
〔署名年月日〕 年 月 日

